

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 5 年 6 月 9 日現在

機関番号：32665

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2022

課題番号：18K00938

研究課題名（和文）アメリカ陸軍第8軍法務部史料に基づくBC級戦犯横浜法廷における弁護制度の研究

研究課題名（英文）A Study of the Defense System at the Yokohama Tribunal for Minor Class War Criminals Based on the Historical Documents of the Legal Department of the U.S. 8th Army

研究代表者

高澤 弘明 (TAKAZAWA, Hiroaki)

日本大学・生産工学部・准教授

研究者番号：00459835

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,500,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、いわゆる対日BC級戦犯審理を行った横浜法廷の弁護制度の実態を究明するものであり、当時、同法廷を管理していた米第8軍の資料を保管する米国立公文書館（以下「NARA」とする）での現地調査を試みるものであった。しかしながら研究期間中の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的流行のために調査が中断し、その後、再開した調査においても本研究に関する資料を入手することができなかった。その一方で、東京裁判や横浜法廷の刑死者に関する多数の未確認資料を発見するなど、副次的な成果を上げることが出来た。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の当初目的は達成できなかったが、不十分ながらもNARAでの調査活動で入手した資料の分析によって、東京裁判と横浜法廷の刑死者に関する新たな事実関係を把握することができた。1つは東京裁判における刑死者に関するもので、これまで刑死者の火葬後の遺灰は太平洋に撒かれたことは知られていたが、今回、その事実を示す米8軍が作成した文書の存在を確認し、米軍の戦犯政策の一端を窺い知ることを可能とした。もう1つは横浜法廷の被告人とその関係者がGHQや第8軍に提出した陳述書や嘆願書の存在を確認したことである。現在そのコピーをご遺族に渡し、これまでに知られていない横浜法廷に関する証言も得ることができた。

研究成果の概要（英文）：This study was intended to investigate the actual status of the defense system of the Yokohama Tribunal, which held hearings for so-called Class BC war criminals against Japan, and was an attempt to conduct field research at the U.S. National Archives and Records Administration (hereinafter referred to as "NARA"), which stores materials of the U.S. Eighth Army, which managed the Tribunal at that time. However, due to the worldwide outbreak of COVID-19 during the research period, the research was interrupted, and even when the research was resumed afterwards, we were unable to obtain any materials related to this research. On the other hand, I was able to obtain some secondary results, such as the discovery of unidentified materials related to persons sentenced to death in the Tokyo and Yokohama trials.

研究分野：法学

キーワード：横浜法廷 BC級戦犯 東京裁判 A級戦犯 刑死者

1. 研究開始当初の背景

本研究テーマは、第二次世界大戦後に設置された対日 BC 級戦犯法廷のうち、横浜法廷の被告人弁護システムの実態把握を試みるものである。対日 BC 級戦犯法廷は太平洋戦域の各所に設けられ、そのうち横浜法廷は規模として最も大きく、1,037 名もの被告人(事件総数 327 件)の審理が 1945 年 12 月 18 日から 1949 年 10 月 19 日までの約 4 年間をかけて行われた。このような大規模な法廷であったにも拘わらず、これまでの対日戦犯法廷の研究は東京裁判に特化され、横浜法廷については今もなお手つかずの状態にある。横浜法廷の概要を知るためには、元被告人らによる手記や関連するルポルタージュに頼るのが一般的で、その代表的なものが加藤哲太郎による反戦テレビドラマとして有名な『私は貝になりたい』である。ただしこの作品には脚色を加えた要素も見られ、例えば同作品に登場する旧陸軍二等兵の主人公は、捕虜に対し上官命令による銃剣刺突で傷害を負わせ、この理由で主人公は絞首刑に処せられるが、実際の横浜法廷では、最下級兵士による捕虜への傷害行為で処刑されたという事例は、管見の限り確認することができない。本作品は横浜法廷の存在を社会的に認知させたという点では評価できるが、その反面、フィクション的要素が独り歩きをしており、横浜法廷の実像を歪めかねないという懸念すべき性格も抱えている。また本作品のストーリーには、主人公が米軍側の軍事委員(裁判官)を前にして、自身の捕虜虐待行為が意に反する上官命令であったことを訴えるものの、その訴えが全て退けられるという場面がある。これが横浜法廷は「勝者の一方的な裁き」で、「不公平」なものであったとするイメージの想起に少なからぬ影響を及ぼしている。

このように日本における横浜法廷の一般的なイメージ形成に当たっては、『私は貝になりたい』などの元被告人らの手記が及ぼす影響が大きく、ある意味において横浜法廷の評価は「被告人視点」に基づくものといっても過言ではない。では横浜法廷の実態は、本当にそのようなものであったのであろうか。このような疑問について調べようにも、実はそれを検証するための一次史料が十分ではなく、現在、日米双方の公文書館には当時の膨大な史料が残されているものの、それらの分析作業が殆ど進んでいないのが実情である。そこで本報告者は、本研究開始当初にあたり、横浜法廷の実態把握を行うためには、日米双方の関連史料の発掘及びその分析の必要性を痛感し、特に「法廷審理の公平性」の評価においては、被告人の弁護体制が如何なる状況にあったかという問題意識を抱き、本研究への着手に至った次第である。

2. 研究の目的

本研究の目的は、横浜法廷における被告人審理が公平なものであったかについて、日米双方の一次史料の発掘と分析を試みるものである。特にこの「公平性」の評価・判断基準として、同法廷における被告人の弁護支援体制に焦点を置く。

そもそも横浜法廷の運営はアメリカ陸軍第 8 軍により担われ、同法廷の弁護人の任命は軍事委員(裁判官)や検察官と同様に第 8 軍司令官が行っていた。このうち軍司令官が任命する弁護人の場合、その人選は第 8 軍法務部で行い、選出対象者は検察官も含め法曹資格を有するアメリカ人軍属に限られていた。一方、日本人による弁護人参加については、第 8 軍により認められていたが、その立場はあくまでもアメリカ人弁護人の補助スタッフに過ぎなかった。人選は終戦連絡横浜事務局や旧陸海軍省を源流とする援護部局で行われており、現在、この時の弁護人名簿や報酬規程に関する史料が東京・竹橋の国立公文書館に所蔵され、日本側の弁護体制の把握はこれらの史料により可能となっている。

その一方で米国側弁護人の選出方法に関する国内外の研究は、管見の限りあまり行われていない。そのためアメリカ人弁護人の名簿はもちろんのこと、彼らがどのようなプロセスを経て来日し、そして横浜法廷に参画していったかを示す史料の存在も確認されていない。また、このアメリカ人弁護人の選任にあたっては、興味深い元被告人の証言がある。元被告人によると、あるアメリカ人検察官が、別の事件の法廷審理で弁護人として参加していたとし、横浜法廷の実態は検察官と弁護人の馴れあい裁判であったと、この元被告人は非難している。この証言は非常に興味深いものがある。しかしながら法曹一元制を採用するアメリカ司法では、この証言内容のように同一人物が検察官と弁護人の双方を担当することは珍しくない。例えば、東京裁判の弁護団長を一時務めていた Beverly Coleman は弁護団長に就任する直前まで、横浜法廷の軍事委員会の委員長(裁判長)として被告人に有罪宣告を下していたことは有名な話である。このように横浜法廷におけるアメリカ人弁護人は、検察官・弁護人の人的互換関係もあったようだが、こうした状況を含めて、アメリカ側の弁護体制の実態を明らかにし得る同国の史料の存在は確認されていない。ただし、このことは史料が「存在していない」ことを意味するものではない。米国立公文書館(以下、「NARA」とする)には第 8 軍及び GHQ の横浜法廷に関する膨大な史料が残されており、それら史料の調査・分析が進んでおらず、「眠っている」可能性が考えられる。このような状況を踏まえ、本研究は、その史料群のなかから同法廷の弁護関連史料を探し出し、アメリカ側弁護人の名簿や、その選定プロセスを示す史料を特定・分析して、横浜法廷における審理の

実態を再検証しようとするものである。

3. 研究の方法

NARA に所蔵されている横浜法廷関連史料については、マイクロチップ化された複写物が、現在、東京・永田町にある国立国会図書館・憲政資料室に所蔵されている。これまでに本件報告者の方で、このマイクロチップからアメリカ側弁護人の名簿や、弁護人の選定プロセスを示す史料の検索を試みたが、見出すことはできなかった。その後、2015年度の日本学術振興会・科学研究費助成事業・基盤研究(C)として「BC級戦犯横浜法廷で下された死刑判決の減刑基準に関する判例分析」(15K02871)が採択され、その調査を行うべくNARAに赴いたところ、NARAには未だにマイクロチップ化されていない米8軍関連史料が多数保管されていることが判明し、本件はその未複写史料から、上述したようなアメリカ側の被告人弁護体制に関する史料の発掘を試みようとしたものである。調査対象とした資料群のレコードナンバーはRGN338、ボックスタイトルが“Eighth U. S. Army, 1944-56 Adjutant General Section”と称されるものである。この史料のほとんどはタイプ打ち書類で、それを1冊のファイルに少ない場合は20ページ程度、多い場合は300ページ程度で綴られ、それらファイルが5冊乃至8冊程度にまとめられて、1つの保存ボックスに収められている。NARAでのこれら史料の管理方法は、この保存ボックスをベースに行われており、各ボックスごとに管理番号が割り振られ、利用者はその管理番号に基づき史料請求を行う。なお、本研究の調査対象とした保存ボックスの数量が、どのくらい存在しているかについては、現在、これを予測することは難しい。これはこの保存ボックスの保管場所が、一般利用者の立ち入ることができない閉架史料庫に納められており、史料庫内における保存ボックスの全体像を把握できないことによる。また同館のレファレンス室にある史料リストの記載情報から、保存ボックス数の概算を試みたが、確実な情報を得ることはできなかった。そのため本報告者はNARAが定める史料請求規定に則り、1回の請求で認められているボックス数の限度一杯の申請をその都度行い、管理番号の昇順で調査を行った。本件研究期間は2018年4月から2022年3月までの4か年で(なおコロナ禍による研究中断のため2023年3月まで1か年の期間延長を行った)NARAでの調査は2018年8月11日から22日までの10日間、2019年3月12日から22日までの9日間、そして2023年3月21日から28日までの6日間をかけて、横浜法廷及びBC級戦犯に関する文書の撮影を行い、帰国後それら史料の解読・分析を行った。なお、調査を行った保存ボックスの数は計38箱となる。

4. 研究成果

本研究の成果としては、結果的に当初計画目的を果たすことはできなかった。この事態に至った責任は重く受けとめている。このような事態に至った要因としては、2019年末より世界的流行となったCOVID-19の影響がある。COVID-19の流行により海外渡航が制限され、さらには調査先であるNARA自体も2021年7月まで閉館していたことが大きい。本研究期間の最終年度が2022年3月までであったため、研究期間を2023年3月まで1か年の延長を行ったが、結果的に後れを取り戻すことがほとんどできなかった。

本研究期間において行ったNARAでの史料調査は次の3回となる。【1回目】2018年8月11日から22日までの10日間、【2回目】2019年3月12日から22日までの9日間、【3回目】2023年3月21日から28日までの6日間である。この日程で、“Eighth U. S. Army, 1944-56 Adjutant General Section”の史料保存ボックスへのアクセスを計38箱に対して行って調査を試みた。なお、未調査分の保存ボックスについては、今後も機会を見つけて調査する予定である。

結果的にこの3回のNARAでの調査活動において、上記38箱分の保存ボックスから、本研究の主目的である横浜法廷の被告人弁護システムを示す文書を発見することができなかった。その一方で、横浜法廷やスガモプリズンに関連する興味深い史料の存在を、これらの保存ボックスのなかから見出すことができた。たとえば1945年12月18日より横浜法廷における第1号事件の審理が始まるが、その準備段階において、第1号事件のアメリカ人弁護人がスガモプリズンに拘留されている被告人や事件関係者に面会すべく、スガモプリズンの責任者に発した要請状が残されていた。この第1号事件については審理開始日が突然決まり、弁護体制がまったく整っていないなかで日米双方の弁護人を慌てさせたが、そのような状況下においても、弁護側が地道に証拠集めを行っていたことを示す興味深い史料である。この他にも東京裁判の弁護人であるGeorge YAMAOKAがスガモプリズンの所長に対して、同所内で拘束されている容疑者・被告人の待遇改善を要求した文書や、拘留中に心身の不調を来した容疑者・受刑者を米軍病院に入院させた際の報告書、そして絞首刑被宣告者の刑の執行指示書や遺体措置のマニュアル書などの興味深い史料の存在も確認した。特に に関しては以下の(1)(2)のような副次的な成果を得ることができた。

(1) 当該史料群の保存ボックスの1つから、横浜法廷で絞首刑宣告を受けた BC 級戦犯の被告人のうち、1名分の執行命令書及び執行報告書の存在を確認した。これはスガモブリズン内で作成された文書で、遺体の受取書まで残されていた。2021 年には偶然にもこの受刑者の遺族と連絡を取ることができ、この史料の画像データを渡すことができた(なお、受刑者の氏名及び事件番号については、プライバシー保護の観点から差し控えることとしたい)。当該史料群にはこの他にもスガモブリズン内で行われた処刑関連史料や、容疑者や被告人の動向を窺わせる史料もあり、現在、史料分析を行った上で、遺族や関係者を検索して連絡する作業も行っている。

(2) 同じく当該史料群の保存ボックスから、1948 年 12 月 23 日に処刑された東条英機らの遺体の行方を示す史料の存在を確認した。この史料は彼らの遺体対応の責任者であった第 8 軍需品部の将校が報告書として作成したものである。当該史料が収められていた史料ボックスの請求記号は、RECORD GROUP NUMBER:338 / ENTRY NUMBER:(A1)136 / NATIONAL ARCHIVES IDENTIFIER: - / BOX:1055 / STACK:290 / ROW:67 / COMPARTMENT:15 / SHELF:4 である。一般的に東京裁判関連の史料は GHQ 文書に残されているケースが多いが、このように第 8 軍史料として当該史料が残されていた背景には、当時、BC 級戦犯横浜法廷で絞首刑を宣告された戦犯遺体の対応は、この第 8 軍麾下の需品部(Quartermaster Corp)第 108 墓地登録小隊(the 108th Graves registration platoon)が行っており、東京裁判関係者の遺体対応報告書もこの小隊が遺体の運搬・火葬を行った関係で、第 8 軍史料として今日に至ったものと考えられる。東京裁判関係者の遺体は米軍が横浜で火葬し、遺灰については太平洋に散布されたということは、彼らの処刑に立ち会った対日理事会(Allied Council for Japan)アメリカ代表の William Joseph Sebald や教誨師の花山信勝の手記、あるいは GHQ 法務局の George T. Hagen の証言といった間接的な史料によって、これまで知られてきた。今回、その存在を確認した第 8 軍の報告書は、遺体の授受及び遺灰散布を実際に行った米軍将校が作成した文書であり、Sebald らの証言を裏付ける内容となっていた。さらにこの報告書には遺灰の散布地点として「横浜の東の太平洋上約 30 マイル」とする記述があり、散布地点に関する情報はこれまで単に「太平洋」とする漠然としたものであったが、この記述内容から遺灰の散布地点は「房総半島東方約 48km 沖」と推測することが可能になるなど、新たな知見をもたらす結果となった。

以上のように、本件調査では所期の目的を達成することはできなかったが、その一方で、対日戦犯法廷関連の貴重な史料や、GHQ 及び米軍側の戦犯処遇史料の存在を確認するなど、予期せぬ成果をもたらすことになった。加えて新たな検討課題にも気づかされた。それは処刑された戦犯遺体の処遇についてである。周知の通りドイツにおいてもニュルンベルク裁判で戦争指導者の死刑が執行されており、これとは別に米軍管轄の対ドイツ人戦犯法廷も開設され、多くの戦犯が処刑されている。この処刑された戦犯遺体については、日本では上述の通り東京裁判・横浜法廷の区別なく火葬・海洋散骨され、遺体が遺族に渡されることは無かった。この措置は GHQ の指示に基づくものである。一方ドイツでは遺体が遺族に渡されなかったのは、ニュルンベルク裁判の戦争指導者のケースであって、それ以外の受刑者遺体は、同じ米軍管轄でありながら遺族に渡され、引き取り手のない遺体は刑務所の共同墓地に埋葬されていたのである。このように受刑者の遺体対応をめぐる違い、アメリカ側の措置には日独の間で大きな違いが見られる。本研究の目的は、アメリカ陸軍第 8 軍管轄の横浜法廷が「勝者の一方的な裁き」で、「不公平」なものであったとする問いに対し、被告人側の弁護体制から分析を試みるものであった。しかしながら、この受刑者の遺体対応をめぐる違いは、この問に対する別次元の新たな論点を惹起させる可能性が高いと考えられる。本研究では未了状態の調査を続けながら、この派生的テーマも新たな課題として取り組んでゆきたい。

<参考文献>

加藤哲太郎『私は貝になりたい』春秋社、2018 年。

W. J. シーボルト、野末賢三訳『日本占領外交の回想』朝日新聞社、1966、pp.148-152。

花山信勝『平和の発見 - 巣鴨の生と死 - 』方丈堂出版、2008 年、pp.281-331。

中日新聞 1996 年 8 月 12 日夕刊 6 面。

Thomas Raithel, Die Strafanstalt Landsberg am Lech und der Spöttlinger Friedhof (1944-1958), Münchn: R. Oldenbourg Verlag, 2009, pp.1-5.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 高澤弘明（高澤弘明）	4. 巻 53
2. 論文標題 アメリカ国立公文書館が所蔵するBC級戦犯横浜軍事法廷の写真資料について	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本大学生産工学部研究報告 B	6. 最初と最後の頁 1-15
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 高澤弘明（高澤弘明）	4. 巻 55
2. 論文標題 アメリカ国立公文書館が所蔵する東京裁判被処刑者の遺体処遇関係資料	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 日本大学生産工学部研究報告 B	6. 最初と最後の頁 1-43
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------